

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、意思決定の透明性・公正性を確保し、保有する経営資源(人・物・金・情報)を有効に活用するとともに、迅速かつ果敢な意思決定により持続的な成長と長期的な企業価値を向上させることと認識しております。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、数字では表せられない無形な価値を社会的責任を全うするための価値として捉え、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーとの適切な協働を実践してまいります。また、取締役会・経営陣は、当社の経営理念に基づき、法令、協定及び社内規程等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、全てのステークホルダーを尊重し協働する企業文化・風土の醸成に向け、リーダーシップを発揮してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の目指す経営目標の実現に向けて重要な企業戦略を定めて実行しております。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための役割や責務を果たしております。

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しており、監査役会の独立性や監査権限行使の独任制が保障されております。すべての監査役は常勤監査役とし、取締役の職務の執行に対して実効性の高い監督を行っております。また、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しており、代表取締役やIR担当取締役を中心に当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主との対話の場を設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社の株主総会は、例年、90%以上の議決権行使を頂いており、株主の皆様による議決権行使を可能とする環境は十分に整っております。さらなる環境整備を行い、議決権電子行使プラットフォームの利用、並びに招集通知の英訳について、準備を進めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬については、個々の経営陣幹部・取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針を進めてまいります。取締役会は、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬を決定してまいります。

(v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。新任取締役候補者についても、株主総会招集通知で開示してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】【補充原則 4-8-1、4-8-2】

当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、社外取締役を2名選任しており、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。

現在、独立社外取締役は1名ですが、その選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

今後、2名以上の独立社外取締役を確保いたします。

【補充原則4-10-1】

(取締役・監査役の報酬)

経営陣幹部・取締役の報酬については、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。

取締役会は、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬を決定してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、業務提携、資金調達、原材料の安定調達など経営戦略の一環として、株式を保有することにより企業間の連携を高め当社の利益に資すると判断する企業の株式を保有することとしております。

当社は、担当取締役が保有先との取引状況等を年に一度モニタリングを実施し、その結果を踏まえて株式の買い増しや処分について取締役会で審議した上で実施してまいります。

保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に即したものであるか、並びに投資先企業の経営方針・戦略等を充分尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使用いたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、利益相反取引について、取締役会で承認を受けたくうえで実施し、取引結果を取締役に報告しております。また、当社及びグループ会社の取締役に対し、利益相反取引の有無の報告を毎期義務づけております。

実施された利益相反取引については、会計基準に従い適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略は、当社ホームページ、決算説明資料及び企業報告書「エフピコレポート」等にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬については、個々の経営陣幹部・取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。取締役会は、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬を決定してまいります。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名に当たっては、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。なお、監査役候補者の指名に当たっては、監査役会の同意を得ることとしております。取締役会は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名してまいります。

また、当社は、経営の意思決定に社外の一層反映するため、社外取締役を2名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。現在、独立社外取締役は1名ですが、その選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

(v) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。新任取締役候補者についても、株主総会招集通知で開示してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、次の事項の決議を行っております。

(1) 会社法及び他の法令に規定された事項

(2) 定款に規定された事項

(3) 株主総会の決議により委任された事項

(4) その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため、上記(1)～(4)の取締役会の専決事項を除き、「職務権限決裁規程」を定めて経営陣に対する委任の範囲を規定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の意思決定に社外の一層反映するため、社外取締役を2名選任しており、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。

現在、独立社外取締役は1名ですが、その選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

今後、2名以上の独立社外取締役を確保いたします。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、当社独自の独立社外取締役の独立性基準を設けており、その基準は、コーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております。加えて、株主総会招集通知や有価証券報告書にも記載してまいります。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役候補者の指名に当たっては、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。

当社の取締役会は、取締役候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名してまいります。

また、当社は、経営の意思決定に社外の一層反映するため、社外取締役を2名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。

現在、独立社外取締役は1名ですが、その選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けております。

グループ外の兼任・兼職は合理的な範囲にとどめており、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、社外取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取り締役会の実効性についてのヒヤリングを実施し、取締役、執行役員、監査役やグループ会社の代表者による情報交換会等にて報告を行い、必要に応じて改善を行ってまいります。

取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要は、以下のとおりであります。

○取締役会の構成

活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数であり、また幅広い経験を持つ取締役で構成されております。

○取締役会の運営状況

原則1回/月開催し、重要案件を適切な議論を経て審議・決議しております。また、社外取締役及び各監査役は意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

○提供資料・情報

議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が取締役に提供されております。また、社外取締役については、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、社外取締役・社外監査役に対しては、その就任の際に、当社グループの事業・財務・組織の概要について情報提供を行うと共に、必要に応じて工場見学を実施し、当社グループへの理解を深める施策を行っております。

取締役・監査役を対象として、その役割と責務に必要な研修を実施しており、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。

新任取締役に、外部セミナー等への参加を奨励し知識・能力の向上を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を積極的に行うための体制整備・取組みに関する方針として、IR活動を統括する経営企画室担当取締役を指定し、総務人事部、経理財務本部や法務・コンプライアンス統括室、並びに株主との対話を補助する部門間の有機的な連携を実施しております。

代表取締役が決算説明会において株主との対話を行い、投資家訪問も実施しております。このほか、IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。

株主からいただいたご意見やご要望などについては、取締役や執行役員に報告されて情報の共有化を図っております。

当社の取締役会は、株主との対話に際して、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。

なお、株主との対話に際しては、未公表の重要情報（インサイダー情報）が外部へ漏えいすることを防止するため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小松安弘興産	12,394,600	29.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,137,600	5.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,064,300	4.99
積水化成成品工業株式会社	1,432,730	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託積水化成成品工業口)	900,000	2.17
株式会社西日本シティ銀行	880,000	2.13
エフピコ共栄会	801,000	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	762,800	1.84
小松安弘	753,200	1.82
小松啓子	739,200	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況で所有株式数割合は、自己株式(2,889,159株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
末吉 竹二郎	他の会社の出身者					△						○
緑川 正博	公認会計士						△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末吉 竹二郎	○	末吉竹二郎氏は、イオン株式会社及び株式会社インテグレッタスの社外取締役であり、業務執行者ではありません。 イオン株式会社は、当社と取引関係にあり、その年間直取引金額は、同社グループに対する売上高8,456百万円になります。 株式会社インテグレッタスと当社との利害関係はありません。 また、同氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱UFJ銀行に在籍しており	末吉竹二郎氏は、金融機関での豊富な企業経営を経て、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)の特別顧問に就任、現在はUNEP FIでの活動の他、環境問題や企業の社会的責任(CSR/SRI)について、各種審議会、講演等を通じて啓発に努めるなど、豊富な経験と知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。また、同氏は、経営者の職務執行が適正かつ効率的に行われているかモニタリングし、経営に反映させるなど、適切な監督機能を発揮しております。同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほ

		ましたが、退職して10年以上経過しております。	か、当社独自の独立社外取締役の独立性基準を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
緑川 正博		当社は、候補者が代表を務める株式会社MIDストラクチャーズと平成26年5月まで税務・会計に関する業務委託契約を結んでおりましたが現在は取引を終了しております。 同社は主要株主の株式会社小松安弘興産との間にコンサルティング契約を結んでおりましたが平成26年5月で取引を終了しております。	緑川正博氏は、公認会計士・税理士であり株式会社MID GROUPの代表取締役であります。当社は、緑川氏が公認会計士として高度な知識と豊富な経験を有しており、今後の当社グループの事業拡大のため、専門知識を活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくことができることを期待して社外取締役に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	7名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、相互の連携強化のために、定期的に会合を行っており、平成27年3月期は7回実施しております。監査役は、会計監査人から監査方針、監査計画、監査実施状況及び監査講評等の報告を受け、意見交換等を行っております。

当社は、内部監査部門として「監査室」を設置しております。

監査役と会計監査人、監査室は、十分な連携の確保のために、定期的に会合を行っており、平成27年3月期は4回実施しております。会計監査人は、意見表明の都度、監査役及び監査室に対し監査結果の報告を行い、その際に、監査役及び監査室は、十分な意見交換を実施しております。また、会計監査人は監査室の監査結果を定期的に確認し、重要な問題があれば取締役会及び監査役会に対し報告を行うこととしており、改善が必要な場合は、関係部署の所管取締役に対し改善指示を行うこととしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中居 敏郎	他の会社の出身者	●						△						
松本 修一	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中居 敏郎		中居敏郎氏は、株式会社もみじ銀行の出身ですが、平成20年に同社を退職しております。同社は当社の主要な借入先であります。また、同氏には、2親等以内の親族が当社に在籍しておりますが、重要な使用人ではありません。	中居敏郎氏は、監査役監査の一層の充実をはかるべく取引銀行である株式会社もみじ銀行に要請し、同氏の経歴、支店長、融資担当部長の経験の他、コンプライアンス、監査業務に精通している事を高く評価し、社外の目として経営者の職務執行状況を監査するなどの観点から常勤監査役として招聘しました。同氏は、経営者の職務執行が適切かつ効率的に行われているかをモニタリングし、経営に反映させるなど適正な監督機能を発揮しております。
松本 修一		松本修一氏は、三井物産株式会社出身ですが、平成26年12月に同社を退職しております。同社の子会社であるベンダーサービス株式会社は当社の主要な取引先であります。	松本修一氏は、総合商社で培ってきた幅広い見識と経験から、社外監査役として当社の経営を監査してもらうとともに、当社の経営全般に助言をもらうことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与してもらえると判断して社外監査役に招聘しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

取締役・監査役候補の指名を行うに当たり、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

独立役員の選任にあたっては、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外役員の独立性基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

・当社の独立社外役員の独立性基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 取引先関係者

(1) 売上先等

当社グループの主要な取引先（注1）である会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

(2) 仕入先等

当社グループを主要な取引先（注1）とする会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

2. 金融機関関係者

当社グループの年間平均負債額が、1億円又は連結総資産の3%のいずれか高い方の金額を超える金融機関において、過去3年間以内に業務執行者であった者

3. コンサルタント等（注2）

当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていた者

4. 大株主等

当社の大株主（注3）もしくは当社が大株主（注3）の会社において、過去3年間以内に取締役、業務執行者又は監査役であった者

5. その他

社外役員または社外役員候補者の2親等以内の親族が、当社及び当社グループの取締役、監査役または重要な使用人（注4）である者、または上記1～4に該当する者

（注1）主要な取引先とは、年間取引額が1億円又は連結売上高の3%のいずれか高い金額を超える取引先をいいます。

（注2）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）をいいます。

（注3）大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいいます。

（注4）重要な使用人とは、本部長以上の職位にある者をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業務執行取締役の報酬等は、月次報酬と賞与としており、業績向上に対する動機付けを行うため、連結経常利益を指標として賞与を決定しております。
社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場である点を考慮し、月次報酬のみとしており、インセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役	16名	290百万円(基本報酬218百万円 賞与33百万円 退職慰労金39百万円)
監査役	2名	30百万円(基本報酬27百万円 退職慰労金3百万円)
社外役員	4名	47百万円(基本報酬44百万円 退職慰労金2百万円)

(注)

- 平成18年6月29日開催の第44回定時株主総会において、取締役の報酬を年額400百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与含まない。)、監査役の報酬額を年額80百万円以内と決議いただいております。
- 上記の人数には、平成26年6月27日付けで退任した取締役4名を含んでおります。
- 上記の退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。
- 上記のほか、平成26年6月27日開催の第52回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任取締役 4名 99百万円
なお、この金額の中には、過年度において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労引当金の繰入額90百万円が含まれております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人としての給与	8名	43百万円
-----------	----	-------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。取締役会は、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬を決定してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会において議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が取締役に提供されており、社外取締役については、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行ってまいります。

当社の社外取締役を含む取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要となる情報について、関連する部門に情報や資料を求め、要請を受けた部門は都度情報や資料を提供しております。主に、取締役会事務局が中心となり、取締役の支援を行っております。

すべての監査役は常勤監査役とし、取締役の職務の執行に対して実効性の高い監督を行っております。監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は、監査役が兼務してこれにあっております。

現在、社外監査役を含む監査役を支援する人員を配置しておりませんが、監査役の職務の必要に応じ、関連する部門の人員が支援する体制としております。また、監査役会の決定により、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監

査役を補助すべき使用人を指名することができるとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営組織とその運営及び会計監査の状況は以下の通りであります。

(1) 取締役、取締役会

当社の取締役会は、次の事項の決議を行うとともに、業務執行を監督しております。

- (ア) 会社法及び他の法令に規定された事項
- (イ) 定款に規定された事項
- (ウ) 株主総会の決議により委任された事項
- (エ) その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、平成27年11月20日現在、13名の取締役によって構成されております。

多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを社外取締役に2名選任し、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見を行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しております。

また、経営の効率化、意思決定の迅速化を目指し、業務執行体制をより明確にするとともにその体制の強化を図るため、平成26年1月から執行役員制度を導入しております。平成27年11月20日現在、執行役員は13名であります。

(2) 監査役、監査役会

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しており、監査役会の独立性や監査権限行使の独任制が保障されております。

監査役会は、平成27年11月20日現在、3名の常勤監査役で構成されており、うち2名は社外監査役であります。各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、常勤監査役1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任しております。監査役は、取締役会、経営会議等の業務執行に関する重要な会議に出席し意見を述べ、取締役の職務の執行に対して実効性の高い監督を行っております。

(3) 内部監査及び会計監査

内部監査専用部門として「監査室」を設置し、運営しております。監査室は、当社及びグループ各社の内部統制の改善・強化に向け、業務に関する内部監査等を行い、その監査結果は、すべての取締役・監査役に報告しております。

会計監査業務の執行は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員(公認会計士)柴田良智及び宮本芳樹氏であります。また、会計監査業務に係る補助は公認会計士11名、公認会計士試験全科目合格者等6名及びシステム監査担当者2名及びその他2名であります。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間に特別な利害関係はありません。

(4) 取締役・監査役候補の指名

取締役・監査役候補の指名に当たっては、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。なお、監査役候補者の指名に当たっては、監査役会の同意を得ることとしております。取締役会は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名してまいります。

(5) 取締役・監査役の報酬

取締役の報酬については、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事部担当取締役が協議し、社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程する方針で進めてまいります。取締役会は、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の報酬を決定してまいります。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

(6) コンプライアンス遵守とリスク管理体制

当社は、経営理念に基づき、社員がどのように行動すべきかを具体化した「エフピコグループ行動憲章」、さらに、その一貫性のある浸透を図るべく「エフピココンプライアンス行動規範」を行動準則として定め、啓蒙活動を通してコンプライアンスを最優先とした行動を遵守する方針を徹底しております。

リスク管理については、「リスク管理規程」においてリスクを区分して定め、グループ全体のリスクを適切に管理しております。また、情報交換会等の場を通して、リスク分析の共有やリスク発生の未然防止に取り組む体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の目指す経営目標の実現に向けて重要な企業戦略を定めて実行しております。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための役割や責務を果たしております。

多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを社外取締役に2名選任し、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見を行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しており、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しており、監査役会の独立性や監査権限行使の独任制が保障されております。すべての監査役は常勤監査役とし、取締役の職務の執行に対して実効性の高い監督を行っております。

当社としては、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会により、業務執行を監督・監査する現体制が最適であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より4営業日以上前に発送しています。
その他	株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式は、事前に当社ホームページ及び東京証券取引所の上場会社情報サービスにて開示しております。 株主総会においては、株主のより一層の理解を得るために、明確で分かりやすいビジュアル化した説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、法令及び企業倫理を遵守した経営を行うとともに、株主・投資家に適正、適時かつ公平な企業情報の開示と説明責任を果たし、エフピコグループの事業活動に対する理解と信頼の獲得に努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催内容: 決算説明会 実施時期: 第2四半期(平成26年11月13日)、期末(平成27年5月13日) 参加者: 機関投資家、アナリスト、その他金融機関関係者 参加者数: 約80名/回 国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の要望に合わせ個別ミーティングを随時実施	なし
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.fpc.jp/ir/ IR資料: 決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知及び決議通知、電子公告、エフピコレポート、決算説明会資料、決算説明会動画配信、プレスリリースを掲載しております。 その内、以下のIR資料については英文でも掲載しております。 決算短信、決算説明会資料、エフピコレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画室 担当役員: 常務取締役経理財務本部長 兼経営企画室ジェネラルマネージャー 池上 功 事務連絡責任者: 高島裕人	
その他	IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エフピコの経営理念及びエフピコグループ行動憲章の精神に則り、エフピココンプライアンス行動規範を制定し、ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを踏まえ、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努め、価値創造に向けた取組み状況を、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

その他

当社は、多様な人材の能力を活かして企業価値の向上に取り組んでおります。障がいのある従業員の個性と能力を活かして基幹業務（製造、リサイクル部門）に正社員として配置しており、経済産業省「2014年度ダイバーシティ経営企業100選」に選出されました。グループ全体の障がい者雇用率は14.98%（平成27年3月）となっております。

また、当社は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受け「くるみんマーク」を取得しております。また、女性の職域拡大、女性の継続就業支援、女性の管理職の増加を目指す取り組みに関し、「女性の活躍推進宣言」を厚生労働省のポジティブアクション情報ポータルサイトに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)コンプライアンス体制

取締役及び使用人が、高い倫理観と社会的良識を持ち、コンプライアンス精神の浸透を図ることを目的に制定した「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」を会社法に則り、取締役及び使用人に対して周知を図る。法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報制度に基づき、専用の通報窓口を設置するとともに通報者の不利益の防止を図る。

法務・コンプライアンス統括室において、グループ横断的にコンプライアンスに係る教育・研修、内部通報制度の運用状況の検証、その他コンプライアンスについての取り組みを推進する。

(2)リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、リスクを区分してグループ全体のリスクを適切に管理する。具体的には、生産・物流・販売に関する業務リスクでは、月次で役員、執行役員、ジェネラルマネージャーによるオペレーション会議が開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。また、グループ会社のリスク管理では、週次で役員、執行役員、監査役、グループ会社の代表者による情報交換会が開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。

当社グループに危機的事態が顕在化したときには、その被害を最小化するための危機管理について「危機管理規程」を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知する。

(3)モニタリング体制

業務執行部門とは独立した社長直轄の監査室による内部監査を実施し、業務執行部門のリスク管理状況、コンプライアンス状況も含めモニタリングを行なう。これにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(4)情報開示統制

法定開示及び適時開示に係る情報は、秘書室に情報集約し、関係部門と協議の上、開示の必要性要否の判断を行なう。より一層透明性を確保し健全性を図るため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報開示体制を確保する。

2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報の保存・管理は、「文書管理規程」で定め、適正な運用を図るものとする。保存文書の保存年限は、関係法令で定められた期間とし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社法の規定に基づき、取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を置く。また、経営に関する重要事項を協議する機関として、経営会議を設置する。

取締役会は「取締役会規程」、監査役は「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り、各々の職務を遂行する。これをもって、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制とする。

当社及び子会社は、グループ共通の会計管理システムを導入すると共に、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ全体の資金調達の効率化を図り効率的な職務執行体制を確保する。

4. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定めるグループ運営規程において、子会社の経営上の重要事項または問題が発生した場合、速やかに主管本部・主管会社へ報告・連絡する共に、当社への報告を義務づけ、子会社の財務状況やその他重要情報について、必要に応じて随時報告を実施する。その他当社グループは、月一回、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議を開催し、当社子会社において発生した重要な事象について経営会議における報告を義務づける。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

当該使用人は、監査役の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

6. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、取締役及び使用人は、「監査役会規程細則」に則り、監査役への報告を遅滞なく行う。同時に、内部通報規程に基づき監査役への報告を遅滞なく行うよう、取締役及び使用人に対してその周知を図るものとする。また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を周知徹底する。

7. 監査役がその職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について合理的に生じる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生じる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとする。

8. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則して行動するとともに、会計監査人、監査室と緊密な連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の監査が実効的に行われることを確保するものとする。

また、必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図るなどの対応を行うこととする。

別紙「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」をご参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」で定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。反社会的勢力に対する対応は、総務部が総括し必要に応じて警察等の外部専門機関と連携して対処する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。なお情報開示に際しては必要に応じて取締役会への報告を行っております。

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

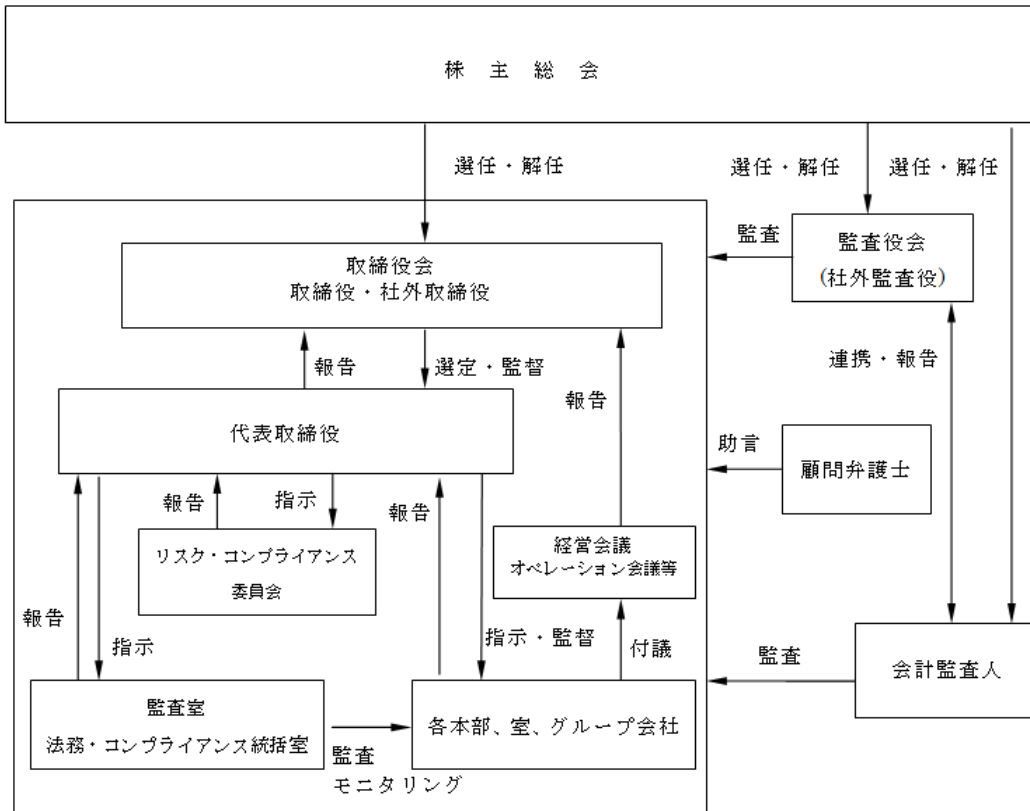
- ・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。
- ・このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する「インサイダー情報管理規程」を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が担当部門長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

- ・適時開示規則等に定める適時開示情報に該当する決定事実・発生事実は、情報管理責任者である秘書室GM(ジェネラルマネジャー)が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。
- ・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。
- ・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経理財務本部本部長が、それ以外の情報は総務人事本部本部長が担当しております。
- ・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる総務人事本部本部長及び経理財務本部本部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。
- ・グループ会社の情報につきましては、取締役、執行役員、監査役やグループ会社の代表者による情報交換会等で適宜報告され、適切に把握できる仕組みとなっております。

別紙「適時開示体制の概要(模式図)」をご参照。

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

